

【十二訂版】 軽減税率対応

# 実消費税ハンドブック

*consumption tax handbook*

勘定科目別 形態別 国境を越えた役務の提供

課否判定 2100例

簡易課税事業区分 600例

軽減税率の具体例

令和元年10月 消費税率10%に対応

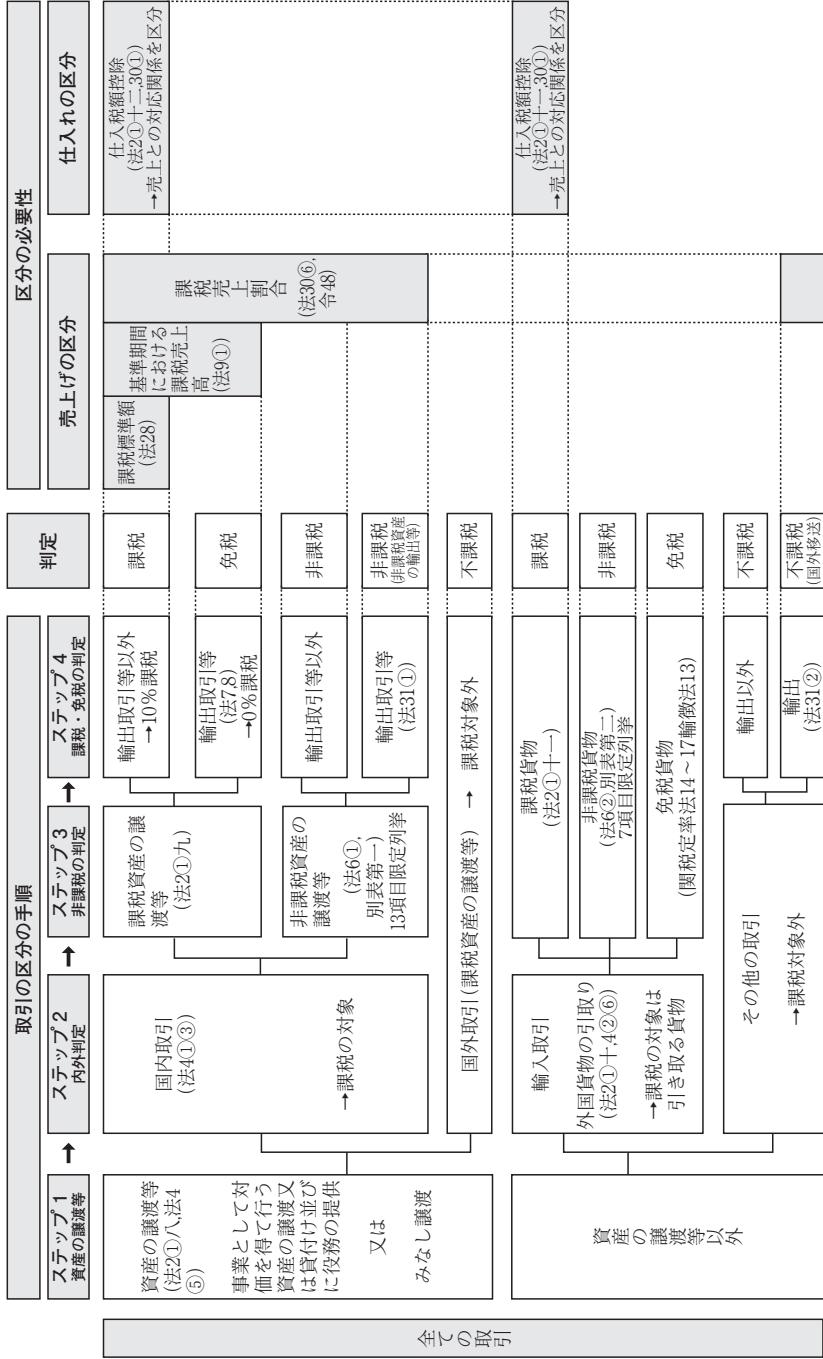
税理士 杉田宗久 監修

税理士 金井恵美子 著

コントロール社

## 課税否認フローチャート

課税区分は、次のステップに従って、不課税、非課税、免税、課税の順に判定します。



※電気通信利用役務の提供については214ページを参照して下さい。

## はしがき

消費税は、令和元年10月には、税率が引き上げられるとともに軽減税率が導入され、令和5年10月には、適格請求書等保存方式（日本型インボイス制度）への移行が予定されています。令和元年度税制改正においては、輸出物品販売場の取扱いに臨時販売場に係る届出制度が創設され、金等の密輸による脱税に対応するため、金又は白金の地金の課税仕入れについて、購入先の本人確認書類の保存を仕入税額控除の要件に加える等の改正が行われました。

本書は、ますます複雑になる消費税について、日々の迅速な判断の一助になることを願って作成いたしました。杉田宗久先生のご監修のもとに、「消費税の基礎実務」においては法人における一般的な取扱いを、輸出入がある場合や国境を越えた役務の提供がある場合、個人事業者である場合等に留意すべき事項は、それぞれの項目ごとに整理して掲げています。また、いつも傍らに置いていただけるよう携帯に便利なハンディタイプにし、図表等を用いて簡潔に記述しています。

もとより、税法の詳細な解説を行うものではありませんので、ご利用にあたっては、あわせて法令等をご確認いただきますようお願ひいたします。

本書の初版から監修のご尽力をいただいた宮口定雄先生が、平成26年12月22日にご逝去されました。本書は、宮口先生の「税務ハンドブック」に倣い、宮口先生、杉田先生のご指導の下に版を重ねてまいりました。云い尽くせない感謝と祈りを捧げ、宮口先生からいただいた「はしがき」の一部を次に掲げます。

税理士 金井恵美子

わが国の税財政を考えたとき今後、安定的な税収を確保するために重要な位置付になると考えられる消費税を十分に知ることが、税の実務において重要であるといえます。…この重要性を認識した上でその処理にあたる実務家のために、課税の判定表を1,500例以上掲げ、読者の消費税の課否判定に役立つことを大きな特徴としている「消費税ハンドブック」を手元に常備できることは、実務的に日常の消費税対応が容易になることと思われます。この「消費税ハンドブック」は原則として、その解説を表形式にまとめて記載されています。このことによって、まさに「ハンドブック」（手元書）として消費税の「座右の書」として有用になるものと思われます。

この「消費税ハンドブック」は、税務に関する実務書として、「税務ハンドブック(拙著)」「相続税ハンドブック(杉田宗久税理士著)」と併せた三書でハンドブックトリオと位置付けられ、多くの実務家からご好評を頂戴しています。

税理士会における研修会などでご活躍されている、金井恵美子税理士のご研究の成果である「消費税ハンドブック」が消費税実務に携わる諸氏のお役に立ち、今後ますます「座右の書」として重宝され、活用されますことをご期待申し上げ、本書改訂に当たっての言葉とします。

宮口定雄

## 目 次

## 【十二訂版】軽減税率対応 実務消費税ハンドブック

■ 納税義務判定フローチャート	II
■ 消費税の計算の概要	IV
■ 申告書の計算欄	V
■ 凡例	VIII
<b>令和元年度の改正</b>	1
<b>軽減税率及び日本型インボイス制度の導入</b>	
■ 導入スケジュール	1
■ 日本国型インボイス制度（適格請求書等保存方式）	2
<b>課否判定表</b>	
■ 課否判定表50音順索引	7
■ 課否判定表（勘定科目別・形態別・国境を越えた役務の提供）	18
<b>消費税の基礎知識</b>	
■ 消費税のしくみ	65
■ 消費税転嫁対策特別措置法	67
<b>消費税の経理処理</b>	
■ 税抜経理方式と税込経理方式	69
■ 控除対象外消費税額等	72
■ 総額表示	74
<b>消費税の基礎実務</b>	
■ 国内取引の課税の対象	75
1. 課税対象	75
2. 国内取引か国外取引か	75
3. 事業者が事業として	77
4. 対価を得て	77
5. 資産の譲渡	78
6. 資産の貸付け	78
7. 役務の提供	78
■ 非課税	79
■ 資産の譲渡等の時期	91
■ リース譲渡の特例	95
■ 工事進行基準	97
■ 課税標準	99
■ 税率	104
■ 軽減税率	105
■ 中小事業者の税額計算の特例（複数税率対応）	109
■ 税率に関する経過措置	112
■ 課税標準額に対する消費税額	123
■ 仕入税額控除	125
(1) 仕入税額控除の時期	129
(2) 控除対象仕入税額の計算	131
(3) 全額控除	133
(4) 個別対応方式	133
(5) 一括比例配分方式	141

(6) 個別対応方式又は一括比例配分方式の選択	142
(7) 課税売上割合	143
(8) 仕入税額控除の要件	145
(9) 仕入れに係る対価の返還等を受けた場合	147
(10) 固定資産の取得	148
(11) 固定資産取得後の取扱い（調整対象固定資産）	150
■売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除	154
■貸倒れに係る消費税額の控除	157
■課税期間	159
■納税義務者	161
■事業者免税点制度	163
(1) 免税事業者	163
(2) 高額特定資産を取得した場合の特例	170
(3) 基準期間がない法人	171
(4) 課税事業者の選択	176
(5) 免税事業者が課税事業者となった場合等	184
■信託	187

## 消費税の申告と納付

■国内取引に係る確定申告	190
■修正申告	192
■更正の請求	192
■中間申告	193
■加算税	196
■更正・決定	197
■納税地	198

## 輸入または輸出がある場合

■輸入取引	199
■事業者が輸入した場合	202
■輸出取引	205
■輸出品販売場（免税ショップ）	212

## 国境を越えた役務の提供がある場合

■国境を越えた役務の提供に対する課税の特例	214
■リバースチャージ方式	217
■国外事業者申告納税方式	217

## 特殊な法人の場合

■公益法人等の特例	220
■企業組織再編成があった場合	227

## 個人事業者の場合

■個人事業者の取扱い	236
■相続により事業を承継した場合	241
■事業の承継にかかりなく相続人に適用がある事項	243

## 簡易課税制度

■簡易課税制度の概要	244
------------	-----

■簡易課税制度の手続き	246
■みなし仕入率	252
■事業区分	255
■事業区分の具体例	259
(巻末) ■軽減税率と標準税率の具体例	279
■消費税率引上げに伴う減税及び予算措置	285
■消費税率引上げに伴う価格改定	286
■軽減税率対策補助金	287

## 一 凡 例 一

租税の法令名等の略号は、慣例にならない、例えば所得税法は「所法」、所得税法施行令は「所令」、所得税法施行規則は「所規」、所得税基本通達は「所基通」と表示しています。ただし、消費税法、消費税法施行令、消費税法施行規則、消費税法基本通達については、「法」「令」「規」「基通」と表示しています。

その他、本書において使用した略号は、次によります。

転嫁特措法	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法	95% 基本 QA	「95%ルール」の適用要件の見直しを踏まえた仕入控除税額の計算方法等に関するQ&A【I】【基本的な考え方編】
税制抜本改革法	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律	95% 事例 QA	「95%ルール」の適用要件の見直しを踏まえた仕入控除税額の計算方法等に関するQ&A【II】【具体的な事例編】
平26改令	消費税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令317号）	経過措置通達	平成31年10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いについて
平28改法	所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）	税率基本 QA	平成31年（2019年）10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱い Q & A【基本的な考え方編】
平28改令	消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第148号）	税率事例 QA	平成31年（2019年）10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱い Q & A【具体的な事例編】
平28.11.18改法	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律	軽減制度 QA	消費税の軽減税率制度に関する Q & A【制度概要編】
平28.11.18改地法	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律	軽減個別 QA	消費税の軽減税率制度に関する Q & A【個別事例編】
平30改法	所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）	インボイス通達	消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達
平30改令	消費税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令135号）	インボイス QA	消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q & A
新消法 新消令	平28改法による改正後の消費税法 平30年改令による改正後の消費税法施行令	軽減通達	消費税の軽減税率制度に関する取扱通達
新消規	消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年財務省令第18号）による改正後の消費税法施行規則	大工等の 取扱基準	大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得税の取扱いについて
様式通達 直法2-1通	消費税法申告書様式等	大工等の 取扱情報	大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得税の取扱いに関する留意点について（情報）
直法6-1通	消費税法の施行に伴う法人税の取扱いについて		
直所3-8通	消費税法の施行に伴う源泉所得税の取扱いについて		
間消3-2通	消費税法の改正等に伴う印紙税の取扱いについて		

本書は、平成31年4月1日現在の法令に準拠しています。

ただし、税率については、読者のみなさまの利便性を考慮して、令和元年10月1日に施行される税率10%（うち、地方消費税率2.2%）を用いています。



## 令和元年度の改正

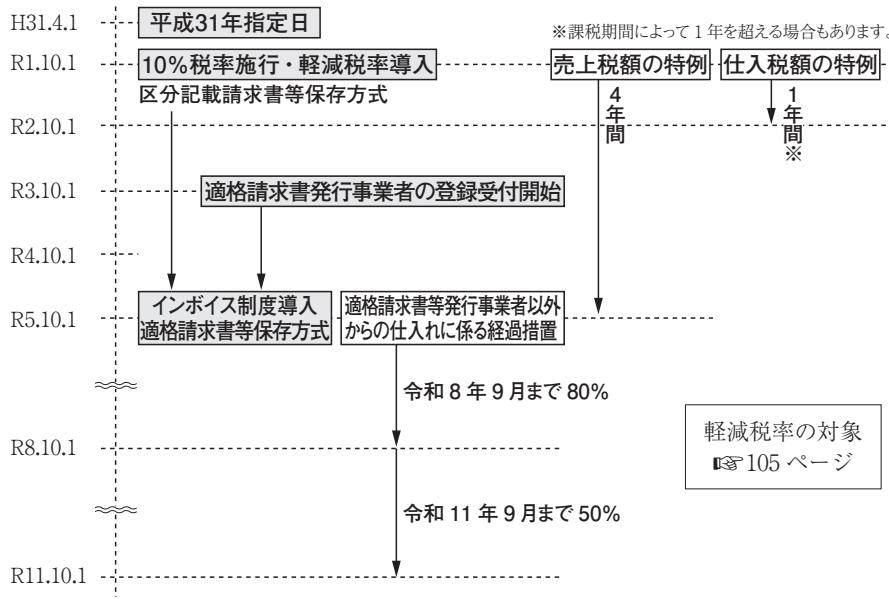
令和元年度の税制改正においては、次の改正が行われました。

項目	概要	適用時期
臨時販売場に係る届出制度の創設	①臨時販売場を設置しようとする事業者が、その設置日の前日までに届出書を提出したときは、その臨時販売場は輸出物品販売場とみなされます。 ②外航クルーズ船寄港湾における輸出物品販売場に係る届出制度が廃止されます。	R1.7.1以後に行われる課税資産の譲渡等
金等の密輸への対応措置	①密輸品と知りながら行った課税仕入れは、仕入税額控除制度を適用しないこととされました。 ②金又は白金の地金の課税仕入れについて、本人確認書類の写しの保存が仕入税額控除の要件に加えられます。	①はH31.4.1以後、 ②はR1.10.1以後の課税仕入れ

## 軽減税率及び日本型インボイス制度の導入

### ■導入スケジュール

- ①軽減税率は、令和元年10月1日に導入されます。
  - 標準税率 10%（国税7.8%、地方税2.2%）
  - 軽減税率 8%（国税6.24%、地方税1.76%）
- ※国税と地方税の比率は、標準税率及び軽減税率のいずれにおいても78：22です。
- 軽減税率の対象は、飲食料品の譲渡と輸入及び新聞の定期購読契約に基づく譲渡です。
- ②日本型インボイス制度は、適格請求書等保存方式という名称で、令和5年10月1日から実施される予定です。
- ③令和元年10月1日から令和5年9月30日までの4年間は、区分記載請求書等保存方式です。



## ■日本型インボイス制度（適格請求書等保存方式）

1. 概要	<p>「適格請求書等保存方式」とは、「適格請求書発行事業者登録制度」（事業者登録制度）を基礎として、「適格請求書発行事業者」から交付を受けた登録番号の記載のある適格請求書等の保存及び帳簿の保存を仕入税額控除の要件とするものです。</p> <p>原則として、免税事業者や消費者からの課税仕入れは、仕入税額控除の対象となりません。</p>
2. 適格請求書発行事業者の登録 (新消法57の2)	<p>課税事業者は「適格請求書発行事業者」となることができます。</p> <p>課税事業者から、登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を登載して登録を行い、登録を受けた事業者に対してその旨を書面で通知します。</p> <p><b>【登録拒否要件】</b></p> <p>消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者は、登録を受けることができません。</p>
3. 登録番号 (インボイス通達2-3)	<p>①法人番号を有する課税事業者の登録番号 「T」（ローマ字）+法人番号（数字13桁）例：T1234567890123</p> <p>②個人事業者等の登録番号 「T」（ローマ字）+数字13桁（マイナンバーは用いない）</p>
4. 適格請求書発行事業者の公表 (新消令70の5)	<p>適格請求書発行事業者の氏名（名称）及び登録番号、登録年月日、法人については本店又は主たる事務所の所在地を記載した適格請求書発行事業者登録簿は、インターネットにより公表されます。</p>
5. 登録の取消し (新消法57の2⑥)	<p>税務署長は、適格請求書発行事業者が消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合等にはその登録を取り消すことができます。</p>
6. 登録申請の時期 (平28改法附1八、44①、平30改令附則15、インボイス通達5-2)	<p>適格請求書発行事業者の申請の受付は、令和3年10月1日からです。</p> <p>適格請求書等保存方式導入日に登録を受ける場合は、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。</p> <p>※特定期間における課税売上高が1,000万円を超えたことにより課税事業者となる場合は令和5年6月30日まで</p> <p>※登録申請書を提出できなかったことにつき困難な事情がある場合において、令和5年9月30日までに登録申請書にその困難な事情を記載して提出し、適格請求書発行事業者の登録を受けたときは、令和5年10月1日に登録を受けたこととみなされます。なお、困難の度合いは問いません。</p>
7. 免税事業者の登録 (新消法57の2②、新消令70の2、平28改法附則44④、インボイス通達2-1、5-1)	<p>免税事業者は、課税事業者を選択して登録することができます。</p> <p>① 令和5年10月1日の属する課税期間に登録する場合 令和5年3月31日までに登録申請書を提出すれば、令和5年10月1日に登録され、適格請求書発行事業者である課税事業者となります。</p> <p>② ①の翌課税期間以後に登録する場合 免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以後に登録を受ける場合には、登録申請書及び課税事業者選択届出書を提出します。免税事業者が翌課税期間から課税事業者となることを選択</p>

## ■課否判定表の構成

課否判定表は、科目別・形態別に記載しています。

それぞれの項目に「参考法令等」「本文掲載ページ」「50音順索引No.」を付していますので、キーワードによって50音順索引から検索し、本文を開いて処理方法等を確認することができます。

課否判定表の構成順序		該当頁
課否判定表50音順索引		P.7
勘定科目別	損益計算書科目	P.18
課否判定表	貸借対照表科目	P.31
形態別 課否判定表	輸出取引・国外取引	P.36
	輸入取引	P.41
	不動産賃貸取引	P.42
	不動産販売取引等	P.44
	不動産管理等	P.46
	有価証券取引等	P.46

課否判定表の構成順序		該当頁
形態別 課否判定表	医療関係	P.47
	助産等	P.48
	介護サービス	P.48
	社会福祉事業	P.49
	学校関係	P.49
	宗教法人関係	P.50
	個人事業者	P.51
	その他	P.53

「電気通信利用役務の提供」の判定、「特定役務の提供」の判定については、50音順索引には示されていません。下記該当ページをご覧ください。

電気通信利用役務の提供	P.58	特定役務の提供	P.63
-------------	------	---------	------

## ■課否判定表50音順索引(索引の数字は、ページではなく、課否判定表の索引ナンバーです。)

あアーティスト	962-965	一ヶ月未満の貸付け	1096-1099,1126,1135-1136
アキュムレーション・アモチゼーション	1288	一括控除	411-414,423-435
預り金	809-814	一括譲渡	1229-1230,1239-1244
預り金(貸家の電気料)	1176-1177	移転登記	1233-1234
預り金(登録免許税)	342	移転補償金	534
預り金処理	991,1457,1501	違反車の移動料・保管料	464-465
預り保証金	1236,1238,1241-1244	イベント	250-253,978
アスファルト敷	1108	イベントの企画	978
アスレチック施設	1144-1146	違約金	1189-1190,1246
圧縮記帳	656-657	医薬品	1364-1365,1379-1382
アフターケア	560,975-977	医薬品(公的医療)	1356-1357
網取放料	890	医薬品(常備薬)	135
アルバイト	115	医薬品(輸出)	1043-1045,1050-1052
いETCカード	166	違約割増し	517-519,1186-1188
慰安旅行	127-133	医療	923,1349-1385
育成者権	520,706-716	医療機械・医療器具	1364,1380,1383
石垣	1219	祝い金	134,275,284,562
意匠権	520,706-716	祝い品	285
移籍料	966-967	印刷費	217-226,234,298,338
委託	358-360,559	印紙	383-388,1058
委託(医療)	137-138	飲食費	269-276,1498
委託(親会社)	546-549	飲食費(外国人)	279,922
委託(社会福祉事業)	1418,1429-1430	うウイークリーマンション	1130
委託(非居住者)	548-549,941	受取手形	348,586-587,613-614
委託(労働保険事務委託)	148	受取配当金	500-504,555
委託型輸出物品販売場	1048-1054	受取保険金	554,656-657
委託販売	360,468,1815-1817	受取利息	475-498,1015-1020,1539-1541
委託販売(軽油)	1761-1764	売上債引き・返品・割引・割戻し	35-41,525-527,690
一時貸し	1106	売上債引き等(振込料)	345
一ヶ月以上の貸付け	1121-1125,1129,1133-1134,1138	売上債引き等(輸出取引)	1021-1024

売掛け金	345,615-617	会社分割	1692-1695
壳戻条件付買入(売先)	1310	会場使用料	297,466,1497
運送保険料	53,199-201	回線配置利用権	706-716
運送料	177-203,922	回線利用料	205-206
運送料(付隨費用)	51-52,686	外注費	61-64,623,1856
運送料(保税地域)	1074-1077	外注費(運送)	183-187
え エアバッグ類料金	798	外注費(自宅建築)	1595
英会話教室	1470	外注費(保税地域)	870
営業権	704-705	ガイド	989
永小作権	1208	買取消却	745
永代使用料	1118,1502	開発費	802
永年勤続	123-125	会費	310-331,1458
役務の提供の内外判定	909-918,933-961	会費(ゴルフ)	274,276,322,742
X線の廃液	1384	会報・機関紙	1806-1812
NHK 受信料	207	外貿埠頭貸付料	891
NPO 法人	1409	戒名料	467,1495
LLP(有限責任事業組合)	1636-1642	買戻条件付売却(売先)	1311
お 往診交通費	1378	解約	349,788,1290
おかげこ教室	1470	解約(不動産譲渡)	1245-1246
踊り	1528	解約(不動産賃貸)	1097,1186-1196
お祓い	680	解約返戻金	556-557
お布施	467,1488,1495	家具・じゅうたん・照明器具	1142-1143
オペレーティングリース	449-460	学習塾	1476
お守り・お札・おみくじ	1489	各種学校	1437-1469
おむつ代	1373	各種手当	86-99
親会社(委託料)	546-549	学生生徒納付金	1437-1439
親会社(売買)	846-850	学生用駐車場	1464
親会社(リース)	432-435,445-448	学生寮	1463
音楽家	962-965	学籍証明手数料	1444
温泉	1209,1211-1213	学童保育所	1484-1485
か 海外航空券	167,980,1735	加工費	870
海外外出張費	174	火災損失	598-600
海外情報の提供	933-940	家事・事業併用資産(売却・貸付け)	1550-1552,1554
海外パック旅行	987-989,993-995	家事・事業併用資産(購入・借受け)	1560-1565
海外プラント工事	985-986	家事・事業併用水道光熱費	1570-1571
海外旅行	131,281,956	家事消費・家事使用	1581-1586,1599-1600
会議	297-299,1161	貸金庫	355
開業費	801	貸倒れ	566-567,591-596
外交員	155-157	貸倒引当金	474,569,618
外航船舶等	883-907	貸付期間	1096-1098,1121-1126
外国株式の譲渡	1299,1304	貸付金	631-632
外国貨物の譲渡	854-865	貸付金(譲渡)	1284
外国貨物の荷役・運送等	187,904,1074-1075	貸付金(利息)	480-481,492-493,521,1018
外国貨物の引取り	1055-1060	貸付信託	1282
外国貨物(製造)	868-869	貸し農園	1115-1116
外国貨物(リース)	1083-1087	貸別荘	1160
外国為替	999-1008	貸間	1121-1127,1166-1167
外国為替取引	1000	貸家	1121以降
外国銀行	1019	家事用資産の譲渡	1542-1544
外国銀行から受ける利息	477-478,1015-1019	家事用資産を事業へ転用	1572
外国公館	1035-1040	ガスボンベ	1755-1758
外国債券の利息	483	河川占用料	1119
外国債の譲渡	1295,1297-1299	仮想通貨	614
外国人旅行者	923	火葬料	1500-1501,1505
外国籍の漁船	908	ガソリン	179,1761-1764
外国法人への役務の提供	918-953	ガソリンスタンド	1761-1764
(その他「外国」→「国外」)		カタログ	230
介護保険サービス	1164,1407-1419		

## 勘定科目別課否判定表

- 譲渡等をする者と受ける者の課税区分は原則として同じになりますが、事業性の有無や立替金等の処理などにより異なる場合があります。
- 仕入れについては、課税取引のみが仕入税額控除の対象であり、免税、非課税、不課税の区分はありません（表紙裏参照）。また、仕入れ先が免税事業者、消費者等であっても課否判定には影響しません。

### 【損益計算書科目】

取引・対価等				課税区分		参考法令等	本文 掲載頁	索引 NO.	
				課	免				
他から購入した商品・自分が製造した製品	国内売上げ		課税商品	課		法2①, 4①	P75	1	
	非課税商品				非	法6①	P79	2	
	課税商品				免	法7①	P205	3	
	輸出売上げ		非課税資産の輸出等の特例			法31	P210	4	
	国外支店の売上げ					不	法4③	5	
	同種・同額の商品を返却する商品の融通					不	法2①, 4①	6	
	景品・サービス品・サンプル等の無償提供					不	P77	7	
	商品の廃棄・盗難・滅失					不		8	
	法人が行う自社商品の使用・消費					不	基通5-2-13		
	課税商品の安売り・損売り（実際の販売価額）		課			不	P78	9	
サービスの提供（土木・電気通信利用役務の提供）はNo1858以降参照 工事・修繕・運送・保管・国外事業者が行う芸能・スポーツ等の役務の提供はNo2093以降参照 印刷・広告・仲介・興行・宿泊・飲食・技術援助・情報の提供・便益・出演・著述等）	課税商品の安売り・損売り（実際の販売価額）					法28①	P99	10	
	資産の無償供与（形態別「みなし譲渡」参照）					不	法2①, 4①(5)	P77	
	不課税供与（形態別「みなし譲渡」参照）					不		11	
	サービスの提供場所が国内		課			法4①③, 7, 令6②, 基通5-5-1	P76, P207	12	
	サービスの提供場所が国外							13	
	国内外にわたって行う運輸・通信等		免					14	
	無償で行うサービスの提供					不	法2①, 4①	P77	
	不課税商品の販売					不		15	
	原則（売上げの全額を引渡し時に）		課			法6①	P79	16	
	その課税期間に支払期日が到来するもの					基通9-1-1, 9-3-1	P91	17	
売上高  リース譲渡商品	延払基準による場合		前期以前に支払いを受けた	(当期は)	不	法16, 令31	P95, P120	18	
	当期に支払いを受けた	課			19				
	当期に未収であった	課			20				
	翌課税期間以降に支払期日が到来するものにつき当期に支払いを受けた	課			21				
	前課税期間以前に支払期日が到来するものにつき当期に支払いを受けた	(当期は)	不		22				
	契約に明示された利息			非	別表第一-3, 基通6-3-1		23		
	契約に明示された保証料相当額			非			24		
		買掛金と相殺して代金の授受を行わない売上げ		課税商品	課		P157		25
		非課税商品				非			26
国・地方公共団体・公共法人・公益法人への売上げ 対価の額が確定していない商品の売上げ等（引渡した課税期間において） その後確定した対価との差額（確定した課税期間において） 売上値引き・返品・割戻し（リバート）・売上割引・販売奨励金		課税商品		課		法2①, 4①	P220		27
		非課税商品				法6①			28
		課税商品				基通10-1-20	P91, P102		29
		非課税商品							30
		課税商品							31
		非課税商品							32
		課税商品							33
		非課税商品							34
		課税売上げに係るもの		返還の課税期間に一般課税に係るもの		完上返還税額控除	法38①, 基通6-3-4	P121, P154	35
		非課税売上げに係るもの		返還の課税期間に簡易課税			非課税売上げからマイナス		36
免税売上げに係るもの		免税売上げに係るもの					令48①, 基通11-5-5	P121, P143, P155, P185	37
		課税売上げに係るもの					免税売上げからマイナス		38
		免税事業者であつた課税期間の売上げに係るもの					売上返還税額控除なし、課税売上げからマイナス	P121, P143, P155, P185	39
		非課税売上げに係るもの					非課税売上げからマイナス		40
		免税売上げに係るもの					免税売上げからマイナス		41

## 勘定科目別課否判定表

取引・対価等				課税区分	参考法令等	本文 掲載頁	索引 NO.		
	課	免	非	不					
売上高	本支店間売上げ			不		P75	42		
	連結法人への売上げ			他者への売上げとして判定	法2①, 4①	P162	43		
	グループ法人への売上げ						44		
	輸出については形態別参照					P205	45		
商品仕入	期首商品棚卸高	前課税期間が 免税事業者で あった場合	当期一般課税	控除対象仕入 税額の調整あり	法36①, 令54	P121, P184	46		
			当期簡易課税	調整なし	法37①	P245	47		
		上記以外		調整なし	法30①, 基通9- 1-1	P129	48		
	課税商品の仕入れ			課	法2①, 30①	P104, P125	49		
	土地等の非課税商品の仕入れ			非	法6①	P79	50		
	付随費用	国内引取り運 賃・倉庫保管料	課税商品に係るもの	課	法2①, 30①	P135	51		
		非課税商品に係るもの	課(非課税売 上げ対応)	法2①, 30②		P136	52		
	運送保険料			非	別表第一3	P83	53		
	利益がゼロ又は損になる場合の課税商品の仕入れ			課		P125	54		
	同種・同額の商品を返却する商品の融通			不		P77	55		
売上原価	買手が危険負 担をする契約 の購入代金	商品の引渡し	課税商品に係るもの	課	法2①, 6①, 基通 11-2-11		56		
		非課税商品に係るもの	非				57		
		事故により引 渡しなし	課税商品に係るもの	課			58		
			非課税商品に係るもの	非			59		
		材料の購入			法2①, 30①	P125	60		
	下請け先に対 して材料等を 支給する行為	有償支給	課(売上げ)				61		
		有償であっても支給した者の資産とし て管理している場合		不	法2①, 基通1-4- 3, 5-2-16	P77, P164	62		
		無償支給		不			63		
	支払加工費・外注費			課	法2①, 30①	P125	64		
	製造のための賃金(その他の製造原価は販売費及び一 般管理費参照)			不	法2①, 基通11- 1-2	P126	65		
仕入原価	原価の減少項目として処理している端材の売却			課(売上げ)			66		
	材料ロスが少ないと等を称える特別 報奨金					P91	67		
	支払う報奨金			課			68		
	製造原価から他勘定への振替					P75	69		
	対価の額が確定していない商品の仕入れ等	課税商品	課				70		
	(引き渡しを受けた課税期間において)	非課税商品	非			P91, P129	71		
	その後確定した対価との差額(確定した課 税期間において)	課税商品	課		基通11-4-5		72		
	非課税商品	非					73		
	仕入引き戻品・割 戻し(リバート)・仕 入割引	課税仕入れに係るもの		仕入税額から マイナス	法32①, 基通6- 3-4		74		
		非課税・免税仕入れに係るもの			法32①	P121, P147	75		
		免税事業者であった課税期間の仕入 れに係るもの		処理なし			76		
期末商品棚卸高	商品評価損・棚卸減耗損の計上			不	基通5-2-13	P77	77		
	仕入れた商品が廃棄・滅失・盗難等により販売不可能となった場合でも販 売したものと同様に判定				基通11-2-11		78		
	試作品・サンプル・試供品の製作費用等も販売したものと同様に判定				基通11-2-14	P126, P134	79		
	免税事業者、消費者等からの仕入れについても、課税事業者からの仕入 れと同様に判定				基通11-1-3		80		
	翌課税期間が免税事 業者となる場合	当期一般課税	控除対象仕入 税額の調整あり	法36⑤, 令54		P121, P184	81		
		当期簡易課税	調整なし	法37①		P245	82		
		上記以外	調整なし	法30①, 基通9- 1-1		P129	83		
	輸入については形態別参照					P199	84		

# 消費税の基礎知識

## ■消費税のしくみ

項目	説明																													
1. 納税義務者	区分	国内取引	輸入取引																											
	納税義務者	法人・個人事業者	すべての者																											
		国内取引については、小規模事業者の納税義務を免除する事業者免税制度があります。																												
2. 国内取引	消費税は、各取引において生じた税を最終消費にまで転嫁するため、前段階税額控除方式をとっています。 前段階税額控除方式とは、生産・流通・販売などの取引のすべての段階においてその売上げに対して課税を行うとともに、前段階で生じた税の累積を排除するため、売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除して納付税額を計算するものです。 売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除することを仕入税額控除といいます。 仕入税額控除は、簡易課税制度による場合を除き、原則として、帳簿及び請求書等の保存が要件とされています。																													
	納付すべき消費税の計算方法を図式にすると次のようになります。																													
● 納付税額の計算	売上げに係る消費税額	<table border="1"> <tr><td>仕入れに係る消費税額</td></tr> <tr><td>保税地域からの引取りに係る消費税額</td></tr> <tr><td>売上対価の返還等に係る消費税額</td></tr> <tr><td>貸倒れに係る消費税額</td></tr> </table>		仕入れに係る消費税額	保税地域からの引取りに係る消費税額	売上対価の返還等に係る消費税額	貸倒れに係る消費税額																							
仕入れに係る消費税額																														
保税地域からの引取りに係る消費税額																														
売上対価の返還等に係る消費税額																														
貸倒れに係る消費税額																														
= 差引納付する消費税額 (マイナスの場合は還付)																														
● 税負担の転嫁 ※税率10%によります。	<table border="1"> <tr><td>生産者 A</td><td>販売 10,000円</td><td>卸売業者 B</td><td>販売 20,000円</td><td>小売業者 C</td><td>販売 40,000円</td><td>消費者 D</td></tr> <tr><td>売上げの税 1,000円</td><td>売上げの税 2,000円</td><td>売上げの税 4,000円</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>仕入れの税 0円</td><td>仕入れの税 1,000円</td><td>仕入れの税 2,000円</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>差引納付 1,000円</td><td>差引納付 1,000円</td><td>差引納付 2,000円</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>		生産者 A	販売 10,000円	卸売業者 B	販売 20,000円	小売業者 C	販売 40,000円	消費者 D	売上げの税 1,000円	売上げの税 2,000円	売上げの税 4,000円					仕入れの税 0円	仕入れの税 1,000円	仕入れの税 2,000円					差引納付 1,000円	差引納付 1,000円	差引納付 2,000円				
生産者 A	販売 10,000円	卸売業者 B	販売 20,000円	小売業者 C	販売 40,000円	消費者 D																								
売上げの税 1,000円	売上げの税 2,000円	売上げの税 4,000円																												
仕入れの税 0円	仕入れの税 1,000円	仕入れの税 2,000円																												
差引納付 1,000円	差引納付 1,000円	差引納付 2,000円																												
<table border="1"> <tr><td>売上げの税 1,000円</td><td>売上げの税 2,000円</td><td>売上げの税 4,000円</td><td>負担した額</td></tr> <tr><td>仕入れの税 0円</td><td>仕入れの税 1,000円</td><td>仕入れの税 2,000円</td><td></td></tr> <tr><td>差引納付 1,000円</td><td>差引納付 1,000円</td><td>差引納付 2,000円</td><td>4,000円</td></tr> </table>		売上げの税 1,000円	売上げの税 2,000円	売上げの税 4,000円	負担した額	仕入れの税 0円	仕入れの税 1,000円	仕入れの税 2,000円		差引納付 1,000円	差引納付 1,000円	差引納付 2,000円	4,000円																	
売上げの税 1,000円	売上げの税 2,000円	売上げの税 4,000円	負担した額																											
仕入れの税 0円	仕入れの税 1,000円	仕入れの税 2,000円																												
差引納付 1,000円	差引納付 1,000円	差引納付 2,000円	4,000円																											
生産者 A・卸売業者 B・小売業者 C はいずれも税負担を行ことなく、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除して納付税額を計算します。																														
消費者 D が負担する税額4,000円(購入額40,000円×10%)は、A・B・C が納付した税額の合計額4,000円(1,000円+1,000円+2,000円)と一致します。																														
消費税等相当額を価格に上乗せすることができなければ、消費税の負担が事業者の利益を圧縮することになります。																														
3. 国内取引についての不課税・非課税・免税・課税																														

項目	内容
不課税取引 (課税対象外)	① 資産の譲渡等以外の取引 消費税の課税物件である「消費」は、それを提供する事業者の立

不課税取引 (課税対象外)	<p>場から「資産の譲渡等（事業として対価を得て行う資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供）」と定義されました。「資産の譲渡等」以外の取引は課税の対象外（不課税）です。</p> <p>② <b>国外取引</b> 消費税は、国内の「消費」に税の負担を求めるものであるため、「資産の譲渡等」であっても国外で行われたものは課税の対象外（不課税）となります。</p> <p>③ <b>課税の対象は国内で行われた資産の譲渡等</b> したがって、国内で行われた資産の譲渡等が消費税の課税の対象となります。</p> <p>国内で行われた資産の譲渡等は、以下のとおり、非課税・免税・課税の3つに区分され、税額計算の基礎となります。</p> <p>なお、保税地域から引き取られる外国貨物については、国内取引と区別して課税要件が定められています。</p>
非課税取引	<p>国内において行われた「資産の譲渡等」は、「非課税資産の譲渡等」と「課税資産の譲渡等」とに分かれます。</p> <p>① <b>資本取引・金融取引等、消費の概念になじまないもの</b> 「消費」という概念と「資産の譲渡等」の定義とには、若干のズレがあり、「資産の譲渡等」には、土地や有価証券の譲渡等、本来「消費」ととはいえないものが含まれてしまいます。 そこで、「消費」という概念になじまないものは、非課税とされています。</p> <p>② <b>医療・福祉・教育等、政策的配慮に基づくもの</b> 「消費」であり、「資産の譲渡等」に該当するものであっても、医療など、税負担を求めるについて国民の理解を得にくないと判断されたものは、政策的配慮から非課税とされています。</p>
免税取引	<p><b>輸出取引及び輸出類似取引</b> 輸出品に課税すると、日本の消費税を外国の消費者に負担させることになります。そこで、国内において行う「課税資産の譲渡等」のうち輸出取引等については、売上げには消費税を課さず、輸出品の仕入れや輸出取引等に係る費用は仕入税額控除の対象とします。 このような取扱いを一般に0%課税といいます。</p>
課税取引	<p><b>国内において行った「課税資産の譲渡等」のうち、免税取引に該当しないもの</b> 不課税取引、非課税取引、免税取引のいずれにも該当しないものが課税取引となります。課税取引は、売上げについては課税標準、仕入れについては課税仕入れ等として仕入税額控除の対象となります。</p>
4. 輸入取引	<p>輸入取引については、保税地域から課税貨物を引き取る者が、その引取りの際、消費税を納付します。</p> <p>①消費者が行う輸入貨物の引取りに係る消費税は、納税義務者と負担者が一致することとなり、消費税の課税関係は完結します。</p> <p>②事業者が事業上の仕入れとして行う輸入貨物の引取りに係る消費税は、仕入税額控除をとおして消費者の負担に転嫁されます。</p>

## 消費税の経理処理

### ■税抜経理方式と税込経理方式

項目	説明								
1. 経理方式 (直所3-8通1、4、直法2-1通1、4)	消費税の課税の対象となる取引の経理処理には、税抜経理方式と税込経理方式とがあります。								
経理方式	内容	税額の取扱い							
税込経理方式	対価に含まれる消費税等の額を区分しない	売上げの消費税等	仕入れの消費税等	納付税額	還付税額				
税抜経理方式	対価に含まれる消費税等の額を区分する	仮受消費税等とする	仮払消費税等とする						
期 税 末 一括 式	期中は、消費税等の額を区分しないで、合計額により売上げ・仕入れを計上し、決算期末において、一括して消費税等の金額を仮受消費税等・仮払消費税等に振り替える	原則として、仮受消費税等と仮払消費税等との差額が納付税額又は還付税額となる							
月 税 末 一括 式	個々の取引計上時は、消費税等の額を区分しないで、合計額により売上げ・仕入れを計上し、月ごとに一括して消費税等の金額を仮受消費税等・仮払消費税等に振り替える								
●納付すべき消費税額 ●地方消費税 (直所3-8通2、直法2-1通3)	いずれの経理方式によっても、納付すべき消費税額は同額となります。  地方消費税は、必ず消費税とあわせて経理処理します。								
2. 経理処理の選択 (直所3-8通2、5、直法2-1通3、5)  ●混合方式 (直所3-8通3、直法2-1通3)	税抜経理方式または税込経理方式のいずれによるかは、事業者の任意です。ただし、免税事業者は、経営分析等のために税抜経理方式を採用している場合であっても、所得金額の計算にあたっては、税込経理方式しか適用できません。また、売上げについて税込経理方式を適用した場合には、すべて税込経理方式となります。  売上げについて税抜経理方式を適用している場合には、両者の混合方式とすることができます。ただし、売上げの他に、少なくとも棚卸資産、固定資産及び繰延資産、経費等のいずれか1つについて、税抜きとしなければなりません。								

## 税抜経理方式と税込経理方式

区分	売上 上げ	固定資産等		経費等	
		棚卸資産	固定資産 繰延資産		
税込経理方式		税込み			
税抜経理方式		税抜き			
混合方式	税 抜 き	税抜き		税込み	
		税込み		税抜き	
		税抜き	税込み	税込み	
		税込み	税抜き	税抜き	
		税込み	税抜き	税込み	
		税抜き		税抜き	

なお、棚卸資産の取得に係る取引については、税抜きか税込みかを継続適用しなければなりません。

税抜経理方式から税込経理方式に、税込経理方式から税抜経理方式に変更した場合であっても、期首棚卸高や固定資産の価額について、その仕入れ等の事業年度において計上した金額を修正する必要はありません。会計処理を変更した場合であっても、前事業年度の期末棚卸高と当事業年度の期首棚卸高は一致します。

● 経理処理を  
変更した場  
合

3. 法人税法上の  
取引価額  
(直法2-1通9  
~12)

法人税の所得金額の計算の基礎となる取引価額は、原則として、その事業者が選択した経理方式により計上した金額となります。

区分	税込経理	税抜経理	混合方式
・少額減価償却資産の判定→10万円未満 (青色中小法人30万円未満) ・一括償却資産の判定 →10万円以上20万円未満 ・少額繰延資産の判定→20万円未満 ・特別償却等の判定→取得価額 ・資産の評価損 ・寄附金とされる贈与→時価 ・低額譲渡→時価	消費 税等 込み の 金 額	消費 税等 抜 き の 金 額	そ い の 方 式 に よ る 金 て 額
寄附金とされる経済的利益の価額			消費 税等 抜 き の 金 額 で 計 算
交際費等の額		消費 税等 抜 き の 金 額 で 計 算 (控除対象外消費税等は含める)	交際費に適用 している方式
● 少額減価償 却資産 ● 資産の取得 価額	少額減価償却資産の限度額は10万円未満（青色中小法人、青色個人事業者については30万円未満）とされていますが、税込経理方式では、税込金額で判定するため、税率10%では、本体価額は90,909円（青色中小法人、青色個人事業者については272,727円）が限度額となります。 税込経理方式を行う場合、減価償却資産の取得価額に含まれる消費税等は、償却によって損金算入されます。		

# 消費税の基礎実務

## ■国内取引の課税の対象

項目	説明												
1. 課税対象 (法2①八、4 ①⑤)	<p>国内において、事業者が行った「資産の譲渡等」は、消費税の課税の対象となります。「資産の譲渡等」とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいうことから、次の4要件を満たすものが国内取引の課税の対象となります。</p> <p>また、国内において行ったみなし譲渡は、課税の対象となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>国内取引の課税の対象となる要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原則</td><td>           次のすべてに該当するもの            ①国内取引であること            ②事業者が事業として行うものであること            ③対価を得て行われるものであること            ④資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供であること         </td></tr> <tr> <td>国内における みなし譲渡</td><td>           次のいずれかに該当するもの            ①法人の自社役員に対する資産の贈与            ②個人事業者の事業用資産の家事消費         </td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>●輸入取引 ☞199ページ</li> <li>●みなし譲渡 ☞103、238ページ</li> </ul>	区分	国内取引の課税の対象となる要件	原則	次のすべてに該当するもの ①国内取引であること ②事業者が事業として行うものであること ③対価を得て行われるものであること ④資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供であること	国内における みなし譲渡	次のいずれかに該当するもの ①法人の自社役員に対する資産の贈与 ②個人事業者の事業用資産の家事消費						
区分	国内取引の課税の対象となる要件												
原則	次のすべてに該当するもの ①国内取引であること ②事業者が事業として行うものであること ③対価を得て行われるものであること ④資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供であること												
国内における みなし譲渡	次のいずれかに該当するもの ①法人の自社役員に対する資産の贈与 ②個人事業者の事業用資産の家事消費												
2. 国内取引か国外取引か	<p>取引の内外判定は、資産の譲渡、貸付け、役務の提供について定められています。</p> <p>資産の譲渡、貸付け、役務の提供を伴わない取引は資産の譲渡等に該当せず、資産の譲渡等以外の取引は課税の対象ではないため、内外判定の必要はありません。</p> <p>国内とは、消費税法の施行地(日本の課税権が及ぶ地域)をいいます。法律は、日本の領土全体(北海道、本州、四国、九州及び附属の島)にわたり効力を有し、領海上も国内となります。ただし、当分の間、北方四島は除かれます。日本の課税権が及ぶ地域は、国際法に従って判断することになります。</p> <p>資産の譲渡又は貸付けを行った場合には、譲渡又は貸付けの時に所在していた場所によって判定します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判定場所</th><th>判定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡又は貸付けの時に資産が所在していた場所</td><td>国内…国内取引 国外…国外取引</td></tr> </tbody> </table> <p>※貸付けた資産の所在場所が移動した場合でも貸付資産を引き渡した場所で判定します。ただし、契約において特定されている貸付資産の使用場所を合意変更した場合は変更前後に分けて判定します。</p> <p>※輸出として行う資産の譲渡は、資産の譲渡を行なう瞬間に資産が国内にあり、相手方への引渡しのために商品を国外に運び出す取引であることから、国内取引となります。</p> <p>次の資産については特別の判定場所が定められています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資産の種類</th><th>次の場所が国内であれば国内取引</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船舶・航空機(登録又は船籍票の交付を受けたもの)</td><td>船舶・航空機の登録をした機関又は船籍票の交付をした機関の所在地</td></tr> <tr> <td>登録を受けていない船舶・航空機</td><td>その譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る事務所等の所在地</td></tr> <tr> <td>鉱業権・租鉱権・採石権等</td><td>鉱区・租鉱区・採石場等の所在地</td></tr> </tbody> </table>	判定場所	判定	譲渡又は貸付けの時に資産が所在していた場所	国内…国内取引 国外…国外取引	資産の種類	次の場所が国内であれば国内取引	船舶・航空機(登録又は船籍票の交付を受けたもの)	船舶・航空機の登録をした機関又は船籍票の交付をした機関の所在地	登録を受けていない船舶・航空機	その譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る事務所等の所在地	鉱業権・租鉱権・採石権等	鉱区・租鉱区・採石場等の所在地
判定場所	判定												
譲渡又は貸付けの時に資産が所在していた場所	国内…国内取引 国外…国外取引												
資産の種類	次の場所が国内であれば国内取引												
船舶・航空機(登録又は船籍票の交付を受けたもの)	船舶・航空機の登録をした機関又は船籍票の交付をした機関の所在地												
登録を受けていない船舶・航空機	その譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る事務所等の所在地												
鉱業権・租鉱権・採石権等	鉱区・租鉱区・採石場等の所在地												
(特殊な資産) (令6①、基通 5-7-2~3)													

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権又は育成者権	権利の登録をした機関の所在地 (2以上の国において登録をしている場合には、これらの権利の譲渡又は貸付けを行う者の住所地)
公共施設等運営権	公共施設等の所在地
著作権・出版権・著作隣接権・特別の技術による生産方式(ノウハウ)等	著作権等の譲渡又は貸付けを行う者の住所地
営業権・漁業権・入漁権	その権利に係る事業を行う者の住所地
有価証券等(ゴルフ場利用株式等を除く。)	有価証券が所在していた場所
券面のない有価証券等	振替機関等の所在地(振替機関等が取り扱うものでない場合は、その有価証券等に係る法人の本店等の所在地)
振替機関等が取り扱う有価証券等	振替機関等の所在地
登録国債等	登録国債等の登録をした機関の所在地
出資持分	その持分に係る法人の本店又は主たる事務所の所在地
金銭債権	債権者の譲渡に係る事務所等の所在地
ゴルフ場利用株式等・預託金方式のゴルフ会員権等	ゴルフ場その他の施設の所在地
上記の資産以外の資産でその所在していた場所が明らかでないもの	その資産の譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る事務所等の所在地*

\*買手の事務所等の所在地は、内外判定に影響しません。

●役務の提供  
(法4③)

(特殊な場合)  
(令6②・基通  
5-7-13~15)

役務(サービス)の提供は、それが行われた場所によって判定します。

判定場所	判定
役務の提供が行われた場所	国内…国内取引 国外…国外取引

次の場合には特別の判定場所が定められています。

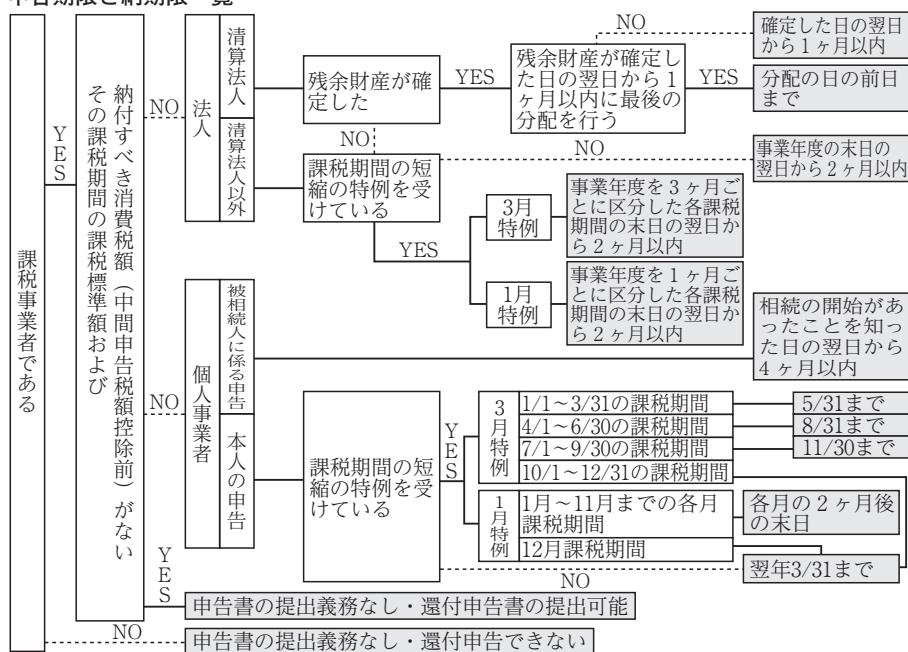
役務の内容	次の場所が国内であれば国内取引
輸送	出発地・発送地・到着地のいずれか
通信・郵便	発信地・受信地・差出地・配達地のいずれか
保険	保険会社の保険の契約の締結に係る事務所等の所在地
専門的な科学技術に関する知識を必要とする建物・生産設備等の建設又は製造に関する調査、企画、立案、助言、監督又は検査に係る役務の提供	当該生産設備等の建設又は製造に必要な資材の大部分が調達される場所

# 消費税の申告と納付

## ■国内取引に係る確定申告

項目	説明
<b>1. 納税義務の成立と税額の確定</b> (通則法15② 七、16①)	<p>国内取引に係る消費税の納税義務は、課税資産の譲渡等が行われた時に成立し、課税期間ごとに、事業者が自ら計算して、税務署長に確定申告書を提出することによって、納付すべき税額が確定します（租税債務の確定）。このように、納付税額が納税義務者の申告によって確定し、その申告がない場合に限って税務署長が確定のための処分を行う方式を申告納税方式といいます。</p> <pre> graph TD     TP[課税期間] --- NCE[納税義務の成立]     NCE --- D[申告 (租税債務の確定)]     NCE --- P[納付 (租税債務の履行)]     D --- FSP[法定申告期限]     P --- FNP[法定納期限]   </pre> <p>※大法人の令和2年4月1日以後開始する課税期間に係る申告は、e-Taxによることが義務付けられています。</p>
<b>2. 法人の申告期限と納期限</b> (法45①④、49、 基通15-2-6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常…その事業年度（課税期間）の末日の翌日から2ヶ月以内</li> <li>課税期間短縮特例の場合…短縮した各課税期間の末日の翌日から2ヶ月以内</li> <li>清算中の法人…原則として課税期間の末日の翌日から2ヶ月以内 (その法人の資産負債を全部引き継ぐ実質的な営業譲渡があった場合は、引継日の翌日から1ヶ月以内) 残余財産が確定した場合には、確定した日の翌日から1ヶ月以内</li> </ul>

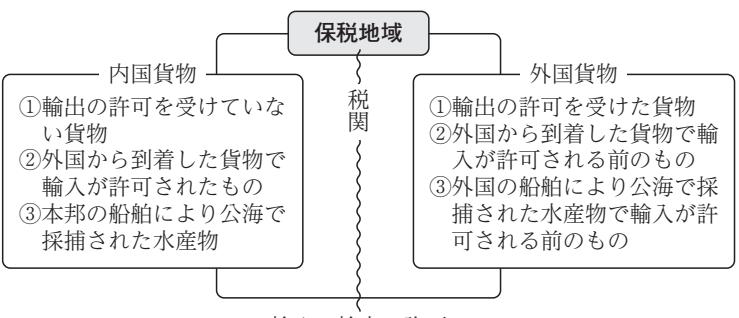
### 申告期限と納期限一覧



3. 申告不要 (法45①)	<p>課税事業者であっても、その課税期間において、①課税標準額に算入すべき金額 ②納付すべき消費税額（中間申告税額控除前）の両方がない場合には、確定申告書の提出は必要ありません。</p> <p>ただし、その場合でも課税事業者は還付申告が可能です。</p>										
4. 提出期限が休日の場合 (通則法10)	<p>確定申告書の提出期限が、土曜日、日曜日、祝日等の休日にあたるときは、その翌日がその期限とみなされます。</p>										
5. 郵送は消印有効 (通則法22)	<p>確定申告書及びその添付書類は、郵便又は信書便により提出することができます。その場合には、その郵便物又は信書便物の通信印付印に表示された日（その表示がないとき、表示が明瞭でないときは、発信日として推定される日）に提出されたものとみなされます。</p>										
<table border="1" data-bbox="292 485 1022 692"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>提出の日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">郵便</td> <td>書留・簡易書留・配達記録</td> <td>郵便物受領証等に記載された引受日</td> </tr> <tr> <td>普通郵便・速達郵便</td> <td>消印の日</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;">信書便</td> <td>一般信書便事業者・特定信書便事業者が行う信書便</td> <td>配達伝票等に記載された差出日</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般信書便事業者・特定信書便事業者以外は信書便の取扱いができません。</p>	区分		提出の日	郵便	書留・簡易書留・配達記録	郵便物受領証等に記載された引受日	普通郵便・速達郵便	消印の日	信書便	一般信書便事業者・特定信書便事業者が行う信書便	配達伝票等に記載された差出日
区分		提出の日									
郵便	書留・簡易書留・配達記録	郵便物受領証等に記載された引受日									
	普通郵便・速達郵便	消印の日									
信書便	一般信書便事業者・特定信書便事業者が行う信書便	配達伝票等に記載された差出日									
6. 時間外収受	<p>税務署の開庁時間外には、時間外収受箱に投函して提出することができます。この場合、申告書は、勤務時間開始とともに取り出され、直前の開庁日に提出されたものとして取り扱われます。</p>										
7. 災害等があつた場合 (通則法11、通則令3)	<p>災害その他やむを得ない理由により申告・納付等ができないと認められる場合には、その理由がやんだ日から2ヶ月以内に限り、その期限の延長を行う制度があります。</p> <table border="1" data-bbox="292 970 1022 1089"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>延長後の期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害地域が指定される場合</td> <td>災害等がやんだ日から2ヶ月以内の指定された日</td> </tr> <tr> <td>納税者の申請による場合</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	延長後の期限	災害地域が指定される場合	災害等がやんだ日から2ヶ月以内の指定された日	納税者の申請による場合					
区分	延長後の期限										
災害地域が指定される場合	災害等がやんだ日から2ヶ月以内の指定された日										
納税者の申請による場合											
8. 法人税法の規定による申告期限の延長の不適用	<p>法人税法に規定する下記①②の申告期限の延長は、消費税には適用されません（上記7.の適用がある場合を除く）。</p> <p>①災害その他やむを得ない理由により決算が確定しない場合の申告期限の延長（法人税法75条）</p> <p>②事業年度終了後2月以内に定時総会が招集されない場合の申告期限の延長（法人税法75条の2）</p>										
9. 期限後申告 (通則法18、35②)	<p>課税事業者は、確定申告書の提出期限後においても、決定があるまでは、期限後申告書を提出することができます。</p> <p>この場合には、その申告書を提出する日までにその申告書に記載した消費税を国に納付しなければなりません。</p>										
10. 還付申告 (法46、52、53)	<p>その課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除対象仕入税額等の税額を控除して控除しきれない金額は、控除不足還付税額として申告すれば還付されます。</p>										

## 輸入または輸出がある場合

### ■輸入取引

項目	説明
1. 課税の対象 (法4②、基通5-6-2)	保税地域から外国貨物を引き取る際には、輸入の消費税が課税されます。輸入取引については、国内取引と異なり、事業性があるか対価があるかにかかわらず、保税地域から引き取られるすべての外国貨物が課税の対象となります。
2. 納税義務者 (法5②)	外国貨物を保税地域から引き取る者は、その外国貨物に係る消費税の納税義務者となります。 外国貨物を保税地域から引き取る者とは、関税法における輸入者すなわち輸入申告書に記載した名義人です。
3. 実質的輸入者 (基通11-1-6)	関税の減免税を受けるため、実質的な輸入者があるにもかかわらず、課税貨物を国内で使用する者が輸入申告をする必要がある場合において、次の要件のすべてに該当するときは、その実質的な輸入者がその課税貨物を保税地域から引き取ったものとします。 ①実質的な輸入者が輸入貨物を輸入申告者に対して有償譲渡する ②実質的な輸入者がその貨物の引取りに係る消費税等を負担する ③実質的な輸入者が輸入許可書等の原本を保存する
	
4. 保税地域 (関税法29、37、42、56、62の2、62の8)	保税地域とは、外国から輸入した貨物について関税の課税を保留した状態で保管する地域をいい、輸出する貨物についても保税地域に搬入され、輸出の許可の手続きが行われます。 保税地域は、①指定保税地域、②保税蔵置場、③保税工場、④保税展示場、⑤総合保税地域の5種類です。
5. 外国貨物と内國貨物 (関税法2①三、四)	外国貨物と内國貨物は、輸入又は輸出の許可を受けているかどうかにより次のように区分されます。 

**6. 非課税と免税**  
 (法2①十一、6  
 ②、別表第二、  
 関税法14～  
 17、輸徴法13)

外 国 貨 物	非課税貨物…	①有価証券等 ②郵便切手類 ③印紙 ④証紙 ⑤物品切手等 ⑥身体障害者用物品 ⑦教科用図書
	免税貨物…	(無条件免税、特定用途免税、再輸出免税等)
	課税貨物…	(上記以外)

輸入貨物に係る主な免税は、次のとおりです。

**輸入に係る消費税の免除で主なもの**

無 条 件 免 稅	①天皇及び皇族用物品 ②外国の元首に属する物品・在外公館から送還された公用品 ③国際機関等が贈与する勲章等、国連等から寄贈された教育用物品 ④国際博覧会等の公式のカタログ類 ⑤記録文書その他の書類、ニュース映画用のフィルム ⑥注文の取集めのための見本・輸出貨物に貼り付けるラベル等 ⑦海外旅行者が入国時に携帯して輸入する一定の生活用物品等 ⑧空港の到着時免税店において購入した一定の物品 ⑨国内に移住するための引越荷物等 ⑩再輸入貨物（減免戻適用物品を除く） ⑪遭難した船舶等の解体材・事故により積み戻された貨物 ⑫課税価格の合計額が1万円以下の物品
	輸入の許可の日から2年間は用途変更をしない次のもの ①学術研究用・慈善用・国際親善用寄贈物品 ②儀式・礼拝用寄贈物品 ③日本赤十字社への寄贈療用物品 ④国際博覧会等用消費物品 ⑤国内に移住する者が個人的に使用する目的で入国の際輸入する自動車等 ⑥条約の規定による特定用途免税物品
<b>外交官用貨物等の免税</b>	
再 輸 出 免 稅	輸入の許可の日から1年以内に輸出される次のもの ①加工・修理される貨物又は加工材料、輸入貨物・輸出貨物の容器 ②学術研究用品・試験品・試験用機器 ③注文の取集めの見本 ④国際運動競技会等において使用される物品 ⑤映画撮影用の機械及び器具 ⑥博覧会、展覧会等の出品品 ⑦一時入国者が入国の際輸入する自動車等 ⑧条約の規定により再輸出される貨物

● 到着時免税店制度  
 (関税定率法  
 14七)

上記「無条件免税」の⑦のとおり、海外旅行者等が入国の際に携帯する生活用物品等については、携帯品免税の措置が取られています。  
 これと併せ、入国旅客が本邦空港内の入国エリアに設置された到着時免税店において購入する外国貨物は、国外で購入した物品と合算した上で、個人的使用と認められる一定量・金額のものに限り、消費税等が免除されます。

**7. みなし引取り**  
 (法4⑥、令7、  
 輸徴法5、8、  
 基通5-6-4)

保税地域において外国貨物が消費され、又は使用された場合には、その消費等をした者がその消費等の時にその外国貨物を引き取るものとみなして課税されます。

その外国貨物が課税貨物の原料又は材料として消費又は使用された場

## 国境を越えた役務の提供がある場合

### ■国境を越えた役務の提供に対する課税の特例

項目	説明															
1. デジタルコンテンツの提供	<p>役務の提供の原則的な取扱によれば、日本国内で提供を受ける電子書籍や音楽の配信等は、その提供を国内の事業者が行えば国内取引、国外事業者が行えば国外取引となります。そうすると、同じ電子書籍等であっても、提供者の違いによって最終的な税負担が異なることとなり、国内外の事業者間で競争条件に歪みが生じます。</p> <p>そこで、電子書籍や音楽の配信、クラウドサービスなどのデジタルコンテンツの提供は「電気通信利用役務の提供」と位置づけられ、平成27年度税制改正により、内外判定の基準が見直され、リバースチャージ方式及び国外事業者申告納税方式が導入されました。</p>															
2. 内外判定 (法4③二、三、④、令6②六)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">内外判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">「電気通信利用役務の提供」 が行われた場所が明らかでないもの</td> <td rowspan="4">「事業者向け電気通信利用役務の提供」</td> <td>国内事業者が受けける場合</td> <td>国内の本支店で受けるもの → 国内取引  国外事業所等で受けるもの → 国外取引 → 国内取引 → 国内取引</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">国外事業者が受けける場合</td> <td>国外の本支店で受けるもの → 国外取引  PE*で受けれるもの → 国外取引 → 国外取引 → 国内取引</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">「消費者向け電気通信利用役務の提供」</td> <td>役務の提供を受ける者の住所、居所、本店所在地が国内 → 国内取引  上記の場所が国外 → 国外取引</td> </tr> <tr> <td>役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地が国内 → 国内取引  上記の場所が国外 → 国外取引</td> </tr> </tbody> </table>			区分		内外判定		「電気通信利用役務の提供」 が行われた場所が明らかでないもの	「事業者向け電気通信利用役務の提供」	国内事業者が受けける場合	国内の本支店で受けるもの → 国内取引  国外事業所等で受けるもの → 国外取引 → 国内取引 → 国内取引	国外事業者が受けける場合	国外の本支店で受けるもの → 国外取引  PE*で受けれるもの → 国外取引 → 国外取引 → 国内取引	「消費者向け電気通信利用役務の提供」	役務の提供を受ける者の住所、居所、本店所在地が国内 → 国内取引  上記の場所が国外 → 国外取引	役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地が国内 → 国内取引  上記の場所が国外 → 国外取引
区分		内外判定														
「電気通信利用役務の提供」 が行われた場所が明らかでないもの	「事業者向け電気通信利用役務の提供」	国内事業者が受けける場合	国内の本支店で受けるもの → 国内取引  国外事業所等で受けるもの → 国外取引 → 国内取引 → 国内取引													
		国外事業者が受けける場合	国外の本支店で受けるもの → 国外取引  PE*で受けれるもの → 国外取引 → 国外取引 → 国内取引													
			「消費者向け電気通信利用役務の提供」	役務の提供を受ける者の住所、居所、本店所在地が国内 → 国内取引  上記の場所が国外 → 国外取引												
				役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地が国内 → 国内取引  上記の場所が国外 → 国外取引												
<p>※ PE (Permanent Establishment) とは、日本国内にある恒久的施設であり、次の3つに区分されています（法法141、法令185、186、所法164、所令289、290）。</p> <p>①支店PE：支店、出張所、事業所、事務所、工場、倉庫業者の倉庫および鉱山・採石場等天然資源を採取する場所など</p> <p>②建設PE：建設、据付け、組立て等の作業、またはその指揮監督の役務の提供を1年を超えて行う場合のその場所</p> <p>③代理人PE：国内に自己のためにその事業に関し契約を結ぶ権限のある者で、これを常習的に行使する者や、商品等の資産を保管し顧客への引き渡しを行う者、あるいは注文の取得等の重要な部分をする者</p>																

### 3. 用語の意義（法2①、4①、5①、令2の2）

国外事業者	所得税法上の非居住者である個人事業者及び法人税法上の外国法人
登録国外事業者	国税庁長官の登録を受けた事業者
電気通信利用役務の提供	資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物の提供（著作物の利用の許諾に係る取引を含む。）その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供（電話、電信、通信媒介を除く。）であって、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のもの
事業者向け電気通信利用役務の提供	国外事業者が行う「電気通信利用役務の提供」のうち、その役務の性質又はその役務の提供に係る契約条件等により、その役務の提供を受ける者が事業者であることが明らかなもの
消費者向け電気通信利用役務の提供	「電気通信利用役務の提供」のうち、「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外のもの（※法令上の定義ではありません。）
特定役務の提供 <small>☞ 219ページ</small>	資産の譲渡等のうち、映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業として行う役務の提供のうち、国外事業者が他の事業者に対して行う役務の提供（当該国外事業者が不特定かつ多数の者に対して行う役務の提供を除く。） ※「電気通信利用役務の提供」に該当するものを除く。
特定資産の譲渡等	「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」
特定仕入れ	事業として他の者から受けた「特定資産の譲渡等」
特定課税仕入れ	国内において行った課税仕入れのうち「特定仕入れ」に該当するもの

```

graph TD
    A[課税資産の譲渡等] <--> B[課税仕入れ]
    C[特定資産の譲渡等  
(①事業者向け電気通信利用役務の提供)  
(②特定役務の提供)] <--> D[特定課税仕入れ]
  
```

### 4. 電気通信利用役務の提供の範囲

- 電気通信利用役務の提供に該当するものの例
  - 電子書籍、電子新聞、音楽、映像、ソフトウェア（ゲーム等の様々なアプリケーションを含む。）などの配信
  - クラウド上のソフトウェアやデータベースなどを利用させるサービス
  - インターネット等を通じた広告の配信・掲載
  - インターネット上のショッピングサイト・オークションサイトを利用するサービス
  - ソフトウェアやゲームアプリなどをインターネット上で販売するための場所（WEBサイト）を利用させるサービス
  - インターネットを介して行う宿泊予約、飲食店予約サイトへの掲載等（宿泊施設、飲食店等を経営する事業者から掲載料等を徴するもの）
  - インターネットを介して行う英会話教室
  - 電話を含む電気通信回線を介して行うコンサルテーション
  - 電話、FAX、電報、データ伝送、インターネット回線の利用など、他者間の情報伝達を単に媒介するサービス（通信）
  - ソフトウェアの制作等
  - ソフトウェアの制作を国外事業者に依頼し、その成果物の受領や制作過程の指示がインターネット等を介して行われる場合がありますが、
- 電気通信利用役務の提供に該当しないものの例

## 特殊な法人の場合

### ■公益法人等の特例

#### (1) 分類と特例

項目	説明			
区分	適用される特例			
	課税単位	資産の譲渡等の時期	仕入控除税額の計算	申告期限
国（一般会計）	○	○	課税標準額に対する消費税額と仕入控除税額とを同額とみなす	申告義務なし
地方公共団体（一般会計）	○	○		
国（特別会計）	○	○	特定収入がある場合の仕入税額控除の特例	○
地方公共団体（特別会計）	○	○		○
消費税法別表第三に掲げる 公共法人、公益法人等	—	△ 要承認		△ 要承認
人格のない社団等	—	—		—
※別表第三に掲げる法人には、例えば、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、宗教法人等があります。				

#### (2) 公益法人等の納税義務等

項目	説明
1. 収益事業と非収益事業	公益法人等については、法人税法では、収益事業に限って課税し、収益事業を行っていない場合には、申告納税の義務はありません。 しかし、消費税法では、収益事業であるか否かに関係なく、個々の取引が国内における資産の譲渡等に該当するかどうかで課税の対象を判断します。 公益法人等について、特別にその納税義務を免除する規定は設けられておらず、普通法人と同様に消費税の納税義務者となります。

2. 寄附金収入 (法4、基通5-2-14)	一般的な寄附金は、給付に対する対価の支払いではないため、不課税です。 寄附金という名目であっても、その実質が資産の譲渡又は貸付け、サービスの提供の対価である場合には、課税の対象となります。
---------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

実質で判定	寄附金の判定		寄附を受けた事業者	寄附を行った者
	対価性なし		不課税	不課税
	対価性あり	課税資産の譲渡等の対価	課税売上げ	課税仕入れ (仕入税額控除の対象)
		非課税資産の譲渡等の対価	非課税売上げ	課税仕入れでない

## (3) 公益法人等の仕入税額控除の特例

項目	説明
1. 趣旨	補助金等によって支払われる課税仕入れは、形式上は公益法人等を経由して支払われますが、実質は補助金を交付した機関がその費用を負担しています。 公益法人等が、国等から交付を受けた補助金等によって課税仕入れの対価を支払った場合には、仕入税額控除の金額を制限する特例が設かれています。
2. 特例適用の判定 (法60④)	<pre> graph TD     A[免税事業者か] -- YES --&gt; B(申告不要)     A -- NO --&gt; C[簡易課税の適用があるか]     C -- YES --&gt; D(簡易課税計算)     C -- NO --&gt; E[一般課税]     E --&gt; F[①国又は地方公共団体の特別会計 ②消費税法別表第三に掲げる法人 ③人格のない社団等 ④個別法により、別表第三に掲げる法人とみなされる法人]     F --&gt; G[その他の法人]     F -- YES --&gt; H[その課税期間の特定収入割合が5%を超えるか]     G -- YES --&gt; I(控除対象仕入税額の特例計算あり)     H -- NO --&gt; J(控除対象仕入税額の特例計算なし)     H -- YES --&gt; I   </pre>
別表第三に掲げる法人	個別法により別表第三に掲げる法人とみなされる法人
3. 特定収入 (令75①②)	特定収入とは、消費税の課税の対象とならない収入のうち、補助金収入、寄附金収入、会費収入その他非特定収入以外の収入をいいます。 出資金収入や交付要綱等においてその使途が課税仕入れ等以外に特定されている補助金等は、非特定収入です。
4. 収入の区分 (法60④、令75、基通16-2-1)	公益法人等は、特例計算を行うために、その収入を次の表に従って区分します。

## 個人事業者の場合

### ■個人事業者の取扱い

項目	説明
1. 課税の対象 (基通5-1-1、5-1-8)	個人事業者は、事業者の立場と消費者の立場をあわせもっています。このうち、事業として行う売上げ及び仕入れのみが課税の対象となり、消費者の立場で行う自宅の売却や生活用品の購入等は、消費税の納税額の計算に関係しません。

区分		判定
法人 人格のない社団等	全ての取引	「事業として」
個人事業者	独立、反復、継続して行われる譲渡、貸付け、役務の提供 • 所得税における事業所得に限らない • その規模を問わない • 事業用固定資産の譲渡等の事業付随行為を含む	「事業として」
例	独立、反復、継続して行われる譲渡、貸付け、役務の提供でなく、事業付隨行為でもない • 自宅の売却 • 事業資金の調達のためにする生活用資産の譲渡 • 仕入代金の支払いに代えて家用資産を引き渡す代物弁済 • 会員権取引業者以外が行うゴルフ会員権等の譲渡 • 事業資金以外の預貯金の利子の受取り	「事業として」
	事業を行わない個人が行う取引 給与を対価とする役務の提供	課税対象外 (不課税)

2. 個人事業者と 給与所得者の 区分 (基通1-1-1)	<p>事業者とは、自己の計算において独立して事業を行う者をいいます。請負契約又はこれに準ずる契約に基づく業務の遂行ないし役務の提供は「事業として」に該当し、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく役務の提供は、「事業として」行うものに該当しません。</p> <p>民法上、「雇用」とは、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約するもの、「請負」とは、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約するものとされています。</p> <p>契約によってその区分が判定できない場合には、例えば、次の事項を総合勘案して判定することになります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>総合勘案して判断</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業従事者の代替性あり</td><td>事業所得の要素</td></tr> <tr> <td>時間的拘束、指揮監督あり</td><td>給与所得の要素</td></tr> <tr> <td>完成品についての危険負担なし</td><td>給与所得の要素</td></tr> <tr> <td>報酬の支払者から材料等の供与あり</td><td>給与所得の要素</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>①作業従事者の代替性が認められる例           <ul style="list-style-type: none"> <li>・急病等により作業に従事できない場合には、本人が他の作業員を手配し、作業に従事しなかった日数に係る本件報酬も本人に支払われ、作業に従事した者に対する報酬は、本人が支払う。</li> </ul> </li> </ul>	項目	総合勘案して判断	作業従事者の代替性あり	事業所得の要素	時間的拘束、指揮監督あり	給与所得の要素	完成品についての危険負担なし	給与所得の要素	報酬の支払者から材料等の供与あり	給与所得の要素
項目	総合勘案して判断										
作業従事者の代替性あり	事業所得の要素										
時間的拘束、指揮監督あり	給与所得の要素										
完成品についての危険負担なし	給与所得の要素										
報酬の支払者から材料等の供与あり	給与所得の要素										

扱情報)	<p>(報酬の支払者が他の作業員を手配し、作業に従事しなかった日数に係る報酬は従事した他の作業員に支払われる場合は代替性がないこととなる。)</p> <p>②時間的拘束（業務の性質上当然に存在する拘束を除く。）を受ける例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業時間が定められており、時間内に予定する作業が終わった場合には他の作業にも従事する。</li> <li>・作業時間が定められており、時間外の作業について報酬が加算される。（近隣への騒音の配慮から作業時間が定められているが、終了時間までに予定されている作業が終わった場合に自己の判断で帰宅しても所定の報酬の支払を受ける場合や、作業の進行状況等に応じてその日の作業時間を自らが決定できる場合は、拘束を受けていないこととなる。）</li> </ul> <p>③指揮監督（業務の性質上当然に存在する指揮監督を除く。）を受ける例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場監督等から、作業の具体的な内容・方法等の指示がなされている。（指示書等の交付によって通常注文者が行う程度の作業の指示がなされている場合や、他職種との工程の調整や事故の発生防止のために作業の方法等の指示がなされている場合は、指揮監督を受けないこととなる）</li> </ul> <p>④完成品についての危険負担がない例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完成品が引渡し前に台風により損壊した場合であっても、提供した役務に対する報酬の支払を請求できる。</li> <li>（提供した役務に対する報酬の支払を請求できない場合は、危険負担があることとなる。）</li> </ul> <p>⑤報酬の支払者から材料等（くぎ材等の軽微な材料や電動の手持ち工具程度の用具等を除く。）を供与されている例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手持ちの大工道具以外は報酬の支払者が所有する用具を使用している。</li> <li>（報酬の支払者が所有する用具を使用せず、本人が所有する据置式の用具を建設作業等に使用している場合は供与されていないこととなる。）</li> </ul> <p>●報酬の支払者における仕入税額控除（法2①十二、法30①一）</p> <p>所得税法上、給与所得となる給与等を対価とする役務の提供を受けることは、課税仕入れではありません。したがって、その報酬が給与所得に該当する場合には仕入税額控除の対象となりません。</p> <p>●事業付隨行為（令2③、基通5-1-7）</p> <p>事業活動の一環として又は関連して行われる資産の譲渡、貸付け、役務の提供は、事業として行われたものに該当します。</p> <p>（例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の用に供している建物、機械等の売却</li> <li>・利子を対価とする事業資金の預入れ</li> <li>・事業の遂行のための取引先又は使用人に対する利子を対価とする金銭等の貸付け</li> <li>・新聞販売店における折込広告</li> <li>・浴場業、飲食業等における広告の掲示</li> <li>・職業運動家、作家、映画・演劇等の出演者等で事業者に該当するものが対価を得て行う他の事業者の広告宣伝のための役務の提供</li> <li>・職業運動家、作家等で事業者に該当するものが対価を得て行う催物へ</li> </ul>
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 簡易課税制度

### ■簡易課税制度の概要

項目	説明												
1. 簡易課税制度とは	<p>簡易課税制度とは、実際の課税仕入れ等に係る消費税額にかかわりなく、その課税期間の課税標準額に対する消費税額を基に控除対象仕入税額を計算する方法をいいます。</p> <p>なお、簡易課税制度を適用した場合、仕入税額控除により還付税額が生じることはありません。</p> <p>適用の単位についての留意点は、課税事業者の選択と同じです。</p>												
2. 適用要件	<p>簡易課税制度は、届出書を提出して選択します。</p> <p>簡易課税制度選択届出書を提出するか否かは納稅義務者の任意ですが、届出書を提出した後は不適用届出書の提出がない限り、基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間については、必ず適用されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">簡易課税制度選択 届出書の提出</th> <th colspan="2">基準期間における課税売上高</th> </tr> <tr> <th>5,000万円以下</th> <th>5,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あり</td> <td>簡易課税</td> <td rowspan="2">一般課税</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>一般課税</td> </tr> </tbody> </table>			簡易課税制度選択 届出書の提出	基準期間における課税売上高		5,000万円以下	5,000万円超	あり	簡易課税	一般課税	なし	一般課税
簡易課税制度選択 届出書の提出	基準期間における課税売上高												
	5,000万円以下	5,000万円超											
あり	簡易課税	一般課税											
なし	一般課税												
3. 控除対象仕入税額の計算 (法37①、基通 13-1-6)	$\text{控除対象仕入税額} = \frac{\text{課税標準額に}\quad\text{売上返還等対価}\quad\text{貸倒回収額に}}{\text{に対する消費税額}\quad-\text{に係る消費税額}+\text{係る消費税額}} \times \text{みなし仕入率}$												
4. 売上対価の返還等と貸倒れ	<p>簡易課税制度は仕入税額控除の特例であるため、簡易課税制度を適用している場合であっても、売上対価の返還等に係る税額控除及び貸倒れの税額控除は、一般課税の場合とかわりなく適用されます。</p>												
5. 簡易課税制度選択のポイント	<p>簡易課税制度を選択した場合、課税標準額に対する消費税額から納付すべき消費税額を計算するため、仕入れについて区分経理や帳簿及び請求書等の保存が不要となります。</p> <p>他方、個々の課税売上高がいずれの事業に該当するのかを把握しなければならないため、複数の事業を営んでいる場合には、課税売上高の区分の手数がかかります。</p> <p>また、課税売上高に対する一般課税による控除対象仕入税額の割合が、みなし仕入率を上回る場合には、一般課税に比べて税負担が重くなります。</p> <p>したがって、簡易課税制度の選択は、事務負担の増減と税負担の増減とを勘案して判定することになります。</p>												
6. 納税額の計算	<p>簡易課税と一般課税の納付税額の計算方法を比較すると、次のページのようになります。</p>												

## 簡易課税制度の概要

納付税額の計算	一般課税による場合	簡易課税制度による場合
課税標準額	$\text{課税売上高} \times \frac{100}{110}$	
課税標準額に対する消費税額	$\text{課税標準額} \times 7.8\%$	
調整税額	控除過大調整税額	貸倒回収に係る税額
適用要件	帳簿及び請求書等の保存	<p>①当課税期間開始前に簡易課税制度選択届出書の提出あり          ②基準期間における課税売上高  <math>\leq 5,000</math>万円</p>
控除対象仕入税額	全額控除 個別対応方式 一括比例配分方式  非課税資産の輸出等に係る特例 資産の国外移送に係る特例 仕入れ対価の返還等に係る特例 期首在庫・期末在庫の調整 調整対象固定資産に係る調整	$\left( \begin{array}{l} \text{課税標準額に対する消費税額} \\ \triangle \text{返還等対価に係る消費税額} \\ + \text{貸倒回収の消費税額} \end{array} \right) \times \text{みなし仕入率}$
返還等対価に係る税額	$\text{売上げ対価の返還等の金額} \times \frac{7.8}{110}$	
貸倒れの税額	$\text{貸倒れの金額} \times \frac{7.8}{110}$	
納付する消費税額	課税標準額に対する消費税額 + 控除過大調整税額 △ 控除対象仕入税額 △ 返還等対価に係る税額 △ 貸倒れに係る税額	課税標準額に対する消費税額 + 貸倒れ回収に係る税額 △ 控除対象仕入税額 △ 返還等対価に係る税額 △ 貸倒れに係る税額
納付する地方消費税額	$\text{納付する消費税額} \times \frac{22}{78}$	
納付税額合計	消費税額 + 地方消費税額	

(注) 経過措置により旧税率が適用される取引又は軽減税率が適用される取引がある場合には、税率が異なるごとに区分してそれぞれの税率を適用して計算します。  
 返還等対価に係る税額及び貸倒れの税額は、その課税資産の譲渡等に適用した税率で計算します。

## ■事業区分の具体例

## 【卸売業・小売業】

内 容	事業区分	備 考	
仕入れた商品を事業者に販売	1	各種商品卸売業	
仕入れた商品を事業者しか入場できない特定の店舗で販売	1		
事業者に会員証を交付し、会員証を提示した者にのみ商品を販売することとしている場合	1		
店頭に消費者には販売しない旨の掲示をして事業者でなければ販売しない場合	1		
仕入れた商品を事業者以外も入場できる店舗で相手の確認を行わず販売	2		
仕入れた商品を事業者以外に販売	2		
販売した商品についてその後行う修理やメンテナンス	5		
仕入れた商品について性質及び形状の変更を行って事業者に販売	3		
仕入れた商品について性質及び形状の変更を行って事業者以外に販売	3		
代理商、中立商	4		
商品代金と区別して受領する配送料	5		
商品代金と区別して受領する配送料で運送業者等を利用し預り金として処理するもの	課税対象外		
商品代金と区別して受領する配送料を預り金として処理した上で、利用した配送料業者から受け取る取次手数料	5		
無償で配達サービスを行う場合の商品の販売	1		
配送料を商品代金に含めて行う商品の販売と配達サービス	1	事業者以外に対する販売は第2種	
商品のこん包材、使用済みダンボール等の売却	4	こん包材等を生じさせた事業の区分に処理することも可	
自己の事業に使用していた建物、設備、機材、備品等の売却	4		
仕入れた商品を事業者に販売	1	各種商品小売業	
仕入れた商品を事業者以外に販売	2		
販売した商品についてその後行う修理やメンテナンス	5		
仕入れた商品について性質及び形状の変更を行って事業者に販売	3		
仕入れた商品について性質及び形状の変更を行って事業者以外に販売	3		
商品代金と区別して受領する配送料	5		
商品代金と区別して受領する配送料で運送業者等を利用し預り金として処理するもの	課税対象外		
商品代金と区別して受領する配送料を預り金として処理した上で、利用した配送料業者から受け取る取次手数料	5		
無償で配達サービスを行う場合の商品の販売	2	事業者への販売は第1種	
配送料を商品代金に含めて行う商品の販売と配達サービス	2		
商品のこん包材、使用済みダンボール等の売却	4	こん包材等を生じさせた事業の区分に処理することも可	
自己の事業に使用していた建物、設備、機材、備品等の売却	4		

## 【卸売業・小売業】

	内 容	区分	備 考
製造問屋	自己が企画設計した商品を製造業者に発注し製造させ、完成品を仕入れて事業者に販売	1	
	自己が企画設計した商品を製造業者に発注し製造させ、完成品を仕入れて販売するもので、事業者への販売であることが確認できないもの	2	
	自己が企画設計し、材料を支給して製造業者に製造させ、完成品を仕入れて事業者に販売	3	
	自己が企画設計し、材料を支給して製造業者に製造させ、完成品を仕入れて販売するもので、事業者への販売であることが確認できないもの	3	
	顧客から商品の製造を受注して、材料を支給しないで製造業者に製造させて販売	3	
	第3種事業に伴い生じた加工くず、副産物の譲渡	3	
商標、ネーム等を貼付する行為	輸入品に自己の名称を表示したシールを貼付して販売	2	事業者への販売は第1種
	完成品を購入し、ビンや箱にラベルを貼付して販売	2	
	仕入れた商品に自己のロゴを付して販売	2	
	仕入れた商品等に販売先の他の事業者の名入れ等を行いその他の加工をしないで販売	1	
	別途受け取る名入れ代	5	
複数の商品の詰め合わせ	完成品を仕入れ、1ダースずつ箱に詰めて小売業者に販売	1	事業者への販売は第1種
	購入した複数の商品を選別し組み合わせ、セット商品として自己のロゴを貼付し販売	2	
	仕入れた商品を何種類か選んで袋に詰め、福袋として消費者に販売	2	
	完成品を仕入れ、製造した製品とのセット商品として販売	3	
デパートのテナント	売上高の一定率をテナント料として支払う場合の消費者への販売	2	
	テナントがデパートに商品を販売する商品販売契約(消化仕入れ)の場合	1	
無店舗販売	通信販売、訪問販売で事業者に販売	1	事業者しか購入し得ない場所に設置された場合は第1種
	通信販売、訪問販売で消費者に販売	2	
	通信販売、訪問販売で購入者が事業者かどうか不明	2	
	自動販売機による販売	2	
	化粧品の無店舗販売で、販売員(事業者)に販売	1	
	化粧品の無店舗販売で、消費者に販売	2	
眼鏡店	小売価格を明示しているレンズ、眼鏡枠を加工して明示した小売価格以外に加工費を別途受領しない販売	2	
	検眼	5	
	仕入れた裸石と空枠を指輪に加工し加工費を上のせして販売	3	
宝石店	陳列している裸石と空枠を客の希望により組み合せて指輪にして販売(加工費を受領しない)	2	事業者への販売は第1種
	客が持参した裸石と陳列している空枠を組み合せて指輪にして販売(加工費を受領しない)	2	
	購入する顧客に合わせて無償でサイズを調整して仕入れた商品を販売	2	
	顧客が持ち込んだ指輪等のサイズを調整する場合の工賃	5	

## 軽減税率と標準税率の具体例

### 【軽減税率と標準税率の具体例】

区分	【軽減税率】	【標準税率】	判定のポイント
食品表示法に規定する食品	・食用として販売される塩	・工業用として販売される塩	食品とは、食品表示法に規定する食品であり、人の飲用又は食用に供されるものをいう。
	・食用の麹（こうじ）	・人の飲用又は食用に供されるものではない「種麹（たねこうじ）」	
	・食用の糀（もみ）	・人の飲用又は食用に供されるものではない「種糀（たねもみ）」	
	・ケーキの材料など食材として販売されるかぼちゃの種	・果物の苗木など栽培用として販売される植物及びその種子	
	・かき氷 ・かき氷に用いられる氷や飲料に入れて使用される氷などの食用水	・保冷用の氷 ・ドライアイス	
	・ミネラルウォーターなどの飲料水	・水道水（ペットボトルに入れて食品として販売する場合を除く）	水道水は、飲食用も含めた生活用水として供給されるものであり、食品に該当しない。
	・人の食用に供される活魚などの水産物	・食肉加工することを目的に販売する生きている牛、豚、鳥	水産物は生きた状態で食品に該当するが、畜産物は切断した状態から食品に該当する（食品表示基準）。
	・賞味期限が近い「食品」の特売	・賞味期限切れの「食品」を廃棄するための譲渡	廃棄のために譲渡する食品は、人の飲用又は食用に供されるものではない。
	・百貨店等における高級食材の販売	・高級食材とは別料金の箱代	高級食材であっても軽減税率の対象となる。
	・人の食用として販売する果物（購入者は動物の餌にする目的）	・牛や豚等の家畜の飼料 ・人が食べることができるペットフード	購入者の使用目的は食品であるかどうかの判定に影響しない。
医薬品	・特定保健用食品、栄養機能食品 ・医薬品等に該当しない栄養ドリンク ・医薬品等に該当しない健康食品、美容食品	・医薬品等に該当する栄養ドリンクや食品	「医薬品」、「医薬部外品」「再生医療等製品」は食品に該当しない。
酒類	・みりん風調味料 ・ノンアルコールビール ・甘酒	・みりん ・ビール、発泡酒	酒税法に規定する酒類は食品に該当しない。酒類の判定は、アルコール分1度以上の飲料であるかどうかによる。
	・酒類を原料とした菓子	・「食品」の原材料となるワイン	酒類を原料とした菓子であっても、その菓子が酒類に該当なければ、食品に該当する。

軽減税率と標準税率の具体例

区分	【軽減税率】	【標準税率】	判定のポイント
酒類	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本酒を製造するための米</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本酒</li> </ul>	原材料の米は、酒類ではないため食品に該当する。
添加物	<ul style="list-style-type: none"> <li>金箔（食品衛生法に規定する「添加物」として販売）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業用の金箔</li> </ul>	食品衛生法に規定する添加物は食品に該当する。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>食用及び清掃用に使用できる重曹を食品衛生法に規定する「添加物」として販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食用及び清掃用に使用できる重曹を清掃溶剤として販売</li> </ul>	人の飲用又は食用に供されるものとして販売するかどうかによる。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>化粧品メーカーが化粧品の原材料として購入する食用添加物の販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>化粧品メーカーへの化粧品の原材料の販売</li> </ul>	購入者の使用目的は食品であるかどうかの判定に影響しない。
貸付け・役務の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウォーターサーバー用の水の販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウォーターサーバーのレンタル</li> </ul>	ウォーターサーバーのレンタルは資産の貸付けに該当し、飲食料品の譲渡ではない。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>コーヒーの生豆</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生豆の焙煎加工</li> </ul>	加工は役務の提供に該当し、飲食料品の譲渡ではない。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>パック旅行とは別に希望に応じて別料金で飲食料品を販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲食料品のお土産付きパック旅行（内訳としてお土産代を明示しているも）</li> </ul>	飲食料品のお土産付きパック旅行は、様々な資産の譲渡等を複合して提供されるもので、旅行として包括的な一の役務の提供となる。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>パック旅行とは別に希望に応じて別料金で飲食料品の購入をあっせん</li> </ul>	購入のあっせんは飲食料品の譲渡ではない。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>送料込みの飲食料品の販売</li> <li>インターネット等を利用した飲食料品の通信販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲食料品の販売に伴い別途徴収する送料</li> </ul>	飲食料品の譲渡に要するものであっても、送料は飲食料品の譲渡の対価ではない。通信販売であっても飲食料品の譲渡には軽減税率を適用する。
包装材料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社宛ての領収書で実費精算する弁当代の支払い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事代として支給する出張の日当の支払</li> </ul>	出張等のための日当は、仮に従業員等が軽減税率の適用対象となる飲食料品の譲渡に充てたとしても、事業者は飲食料品の譲渡の対価として支出するものとはならない。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>無料の容器に入れた飲食料品の販売</li> <li>無料の保冷剤を付けた洋菓子の販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲食料品の対価とは別に徴収する容器代</li> <li>洋菓子の対価とは別に徴収する保冷剤代</li> <li>無料で提供する容器の仕入れ</li> </ul>	包装材料等について別途対価を定めている場合のその包装材料等の譲渡は、飲食料品の譲渡には該当しない。